教育長任命に関する議会における質疑の検討

2024/08/02

I. 法律解釈のポイント

- (1)「地方自治法180条の5第6項」の解釈と
- (2)「請負関係(者)」と『利益関係(者)』の定義に関して
- (3) 町長の利害関係者の検討

Ⅱ,議会における質疑

今年(令和6年)の4月30日の臨時議会において、**教育長の承認人事**について 小笠原議員と町長との間で、次の議論が交わされました。

このとき、<u>理事者側と質問者の間で1つの法律に対する「解釈」が議論されました</u>。その法律名と条文は、「地方自治法180条の5第6項」なのですが、私は同条の「第7項」を含めて、小笠原議員と同意しつつ自分の考えを主張しました。また、

その後、この考えの是非を『弁護士の考え』を含め調査検討を行ってきました。

Ⅲ、吉岡が取りあげる「疑問・質問」

1,「請負関係」に関する当初の理解

安平町とリズム学園の関係は、「請負関係」にあるという認識でした。

その理由は、①「補助金を出し受け取る相互関係」

②指定管理者の指定を受ける関係』と理解していたからです。 この点では、前回紹介した議会での小笠原議員の発言と重なりました。

他方、私が重視したのは、安平町とリズム学園の『利害関係』でした。

すなわち、①「補助金を出し受け取る請負関係」にも、

②指定管理者の指定をし、受ける関係』にも、『利害関係」が生まれている。にもなっている』ということでした。

『請負関係』と「利害関係」とは、表裏一体の関係にあるという認識でした。

※ 及川町長議会答弁

「本日付でリズム学園の常務理事、学園長については、退任するということです。<u>そこに関する一切の関係は絶たれる</u>、ということをご理解頂ければなと思います。」

2. 『請負関係』に関する『総務省通知』

つまり、安平町は、学校法人リズム学園に対し毎年、一般財源から6千万前後の 補助金を支出している。また、児童館に対しては、リズム学園を『指定理団体』 (指定管理者)として運営に当たらせていた。

<u>従って、私は、両者を互いに「請負関係」『利益関係者』として認識していまし</u>た。しかし、「請負関係」を調べている中で、以下の総務省通知を見つけました。

「請負関係」の意味の新たな認識。

『<u>補助金の交付を受けること</u>』や「<u>指定管理者の指定を受けること</u>」は、「・・・地方自治法92条の2の『請負』に該当しない。

これは「第92条の2の『請負』に該当しないことを総務省通知は示したもの。」とある。(「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」 『行政通知の読み方・使い方』解説:藤村 直樹

すなわち、『<u>補助金の交付を受けること</u>』や「<u>指定管理者の指定を受けること</u>」は、「・・・地方自治法92条の2の『請負』に該当しない」、というものでした。

3, しかし、安平町とリズム学園は「請負関係」が消えて も、依然として『利害関係』にあることに変化はない。

(1) 利害関係の定義

安平町とリズム学園は、互いに『利害関係者』である事は明白です。 利害関係者の定義には、8つ(人事院)示されていますが、<u>取りあ</u> <u>えず</u>、2つ例を挙げれば十分でしょう。

- ①<u>許認可の申請等をしようとしている者</u>。<u>許認可等の申請をしている者</u>及び許認可等を受けて事業を行っている者。
- ②補助金等の交付の申請をしようとしている者、補助金等の交付 の申請している者および補助金等の交付を受けている者。
- ※『過去3年間に在職したポストの利害関係者は、<u>移動後3年間は</u> 「引き続き」利害関係者と見なされる」とあります。

(人事院「倫理法・倫理規程Q&A)

- 具体例1, <u>安平町は、</u>公私連携幼保連携型認定こども園として「学校 法人リズム学園」が運営する<u>学校法人「リズム学園」に</u> 対し、早来地区児童福祉複合施設等の<u>敷地、建物を無償</u> 貸し付けを行って来た。また、民営化前に園庭の準備に 30万5千円。それに研修費として609万円の補助。
- 具体例 2, 平成 2 8 年度。こども園開始の時の「認定こども園運営経費」の補助金1、772万円。その他の年度、毎年、町からだけの補助金は一般会計から毎年 6 千万円前後の支出になっている。

当然、申請をしたり交付を受けていることは明らかである。

従って、<u>リズム学園の常務理事、学園長と安平町(町長)は、</u> お互い利益関係者ではないのか。

具体例3、リズム学園は、児童館に対して安平町から「指定監理の指 定を受けている」ことも、利害関係にある、と言える。

※安平町はリズム学園と『請負関係』でなくとも、『利害関係』にあることは、変わらない。問題の本質はそこにあるのではないか。 すなわち、補助金を受けている関係からだけでも、互いに 『利害関係者』と言える。

(2) 町長の『利害関係』に関する理解。

「本日付(4月30日付け)でリズム学園の常務理事、学園長については、 退任すると言うことです。そこに関する一切の関係は絶たれる」 (4月30日臨時議会・町長)

『退任しても、3年間は、利害関係者」である。 (人事院「倫理法・倫理規程O&A)

疑問1、井内氏の教育長就任は、「利害関係者」を離れて、3年どころか、 退任したその日に、教育長に任命されたのです。

倫理法・倫理規程に対する甚だしい違反ではありませんか?

安平町はリズム学園の認定こども園の運営の許認可を行っています。

「利害関係者」の定義

利害関係者 (現に関わっている以下の相手方)

- ①許認可等の申請をしようとしているもの、許認可の申請をしている者及び 許認可を受けて事業を行っている者。
- ②補助金等の交付の申請をしようとしている者、補助金等の交付を申請している者及び補助金等の交付を受けている者。
- ③立入検査、監査又は監察を受ける者。

(4)(5)

- ⑥行政指導をする事務
- ⑦契約に関する事務
- ⑧入札等に関わる事務

※過去3年間に在職したポストの利害関係者は、移動後、3年間は、引き続き利害関係者と見なされる。

(人事院「倫理法・倫理規程Q&A)

(3) 利害関係者を教育長に任命を「禁ずる法律」はない。

ある『無料法律相談』の弁護士の質問の回答。

「<u>利害関係者を教育長に任命してはならないという法律はない</u>。 しかし、そういう人が、教育長としてふさわしいか、適切であるか否かを 論じ判断することは別な話。大いに議論し、しかるべき結論を得たら良い。。

(4) 教育長が行政の利害関係者であってはならない理由。

それは、教育の継続性、安定性を確保する必要であるために、以下の件を 殊更重要視することがが必要である。。

①公正性と中立性の確保:

教育長は教育委員会の会務を総理し、具体的な事務を執行する役割を 担っています。<u>利害関係者となることで、公正な判断や中立的な立場</u> を保つことが難しくなります。

②政治的中立性の維持:

教育行政の政治的中立性を確保するため、教育長は政党や政治団体の 役員になったり、積極的な政治活動を行うことが禁止されています1。 **利害関係者となることで、政治的な影響を受ける可能性が高まります。**

③秘密保持義務:

教育長は在職中および退職後も、職務上知ることができた秘密を漏らす ことが禁止されています1。

利害関係者となることで、秘密情報の漏洩リスクが高まります。

④兼職と請負の制限:

教育長は兼職を禁止されており、特定の職との兼職が教育行政の安定性 や自主性を損なう可能性があるため1。

請負の禁止もあり、教育委員会の職務に関連する請負業務を行うことができません1。

<u>これらの理由から、教育長は行政の利害関係者とならないように配慮さ</u>れています。

⑤首長の教育長の任命責任の存在。

新教育長の議会承認は、「教育長予定者に対し質疑、応答の上、人格、 識見をきちんとチェックした上で承認する必要がある。」

> 「今後の地方教育行政のあり方に関する論点」 文部科学省「初等中等教育局初等中等教育企画課」

前教育長の時も新教育長の時も、『質疑応答をしていない』